熊日1970.05.26

新生面

水俣病に対する補償処理委のあっせん案は、意外に低い金額で、患者側に没い内容のものであった。一任派の中にも不満が強く、訴訟派などは「過額すぎて問題にならぬ」と感巻いている▼補償処理委は、法律的に「故意」「過失」を断定することは困難で、会社の〝道義的責任〟を前提にあっせん案をまとめたという。三人の根感者が長期間、真剣にこれと取り組んでまとめたあっせん案であり、その努力に対しては大いに敬意を表したい▼しかし、率直にいって、その補償金額は大方の予想をかなり下回った。モノサシを持たない第三者が、金額の当否をうんぬんするのは妥当でないかもしれない。けれども、被害者や遺族の立場になって考えると、一生を台無しにした苦痛の代償としてはあまりに安すぎる▼それに、今度のあっせん案は、この種公害紛争処理の初のケースとして、補償〝基準〟の面からも注目されていた。企業公害が各地で続発している今日、生命の〝世間相場〟があまりに安く印象づけられては、企業の責任感が希薄になりはせぬかと心配だ▼もっとも、処理委としては、双方がその結論に従うことを条件に、この調停を引き受けた。それだけに〝双方受諾〟を頭においての苦心は十分察しがつく。法律的判断は避けたとしながらも、その判断の困難さを加味しての結論であろう▼調停を「お願い」した一任派も苦しいところだが、現地水俣の声がいうように「患者が打って一丸となって補償交渉をすれば新たな進展もあったろうに」と惜しまれる。上京して処理委にハッパをかけるくらいなら、訴訟派も最初から行動を共にすべきではなかったか▼今度のあっせん案で調印されても、訴訟派の裁判が終わらない限り、水俣病紛争は落着とはならない。裁判では会社側の〝高姿勢〟が奇異の感を与え、世間の批判を一層きびしくしている。時効論を裁判技術と受け取る世人は少ない▼法律論争はまた別―といっても、水俣病の原因がチッソ工場の廃液にあったことはもはや疑いないところ、法律上の判断いかんにかかわらず、会社にとって最も必要なのは良心の命ずる〝事実認定〟だろう。公害補償の円満解決の力キは〝企業の良心〟にある。